

市政記者各位

保管する遺留金品の紛失について

このたび、博多区保護第1課で保管していた、亡くなられた方の遺留金品（引き取り手のない預り金等）を紛失する事案が発生し、博多警察署へ遺失届を提出いたしました。

市民の皆さまに深くお詫びするとともに、今後は遺留金品の適正な取り扱いを徹底してまいります。

1 経緯

(1) 事案1（現金の紛失）について

○令和4年2月24日、警察より遺留金品（現金327,777円、通帳1冊、財布、バッグ等）を受領。3月24日に金庫から現金を取り出し葬祭業者に311,800円を支払った。あわせて、同日に現金と通帳以外の財布・バッグ等の遺留品を廃棄した。

○11月30日、遺留金を確認したところ、15,977円あるべき残金が5,200円しかなく、10,777円の紛失が判明した。

(2) 事案2（通帳の紛失）について

○令和4年1月12日、警察より遺留金品（現金62,056円、通帳2冊、運転免許証等）を受領。2月3日に金庫から現金と通帳を取り出し葬祭業者に62,056円を支払った。

○令和5年1月13日、通帳を確認したところ、通帳2冊のうち1冊の紛失が判明した。

2 対応

事案1、2ともに紛失が判明して以降、金庫や執務室内を捜索し、複数回にわたり関係職員の事情聴取を行ったが、遺留金、通帳ともに見つからず、紛失した原因の特定に至らなかった。

このため、博多署に事案の状況等を説明、協議を行い、3月17日に博多署の見解を踏まえ遺失届（2件）を提出した。

なお、事案2について、口座からの不正な出金はないことを確認している。

3 事案発生の原因及び判明が遅れた原因

- ・ 現金を取り扱う際に、職員が一人で言う場合があり、また現金を取り扱う都度、金額の確認を行っていなかった。
- ・ 現金や通帳の保管等に関するルールが徹底されておらず、組織的なチェックが不十分であった。
- ・ 定期的に帳簿と現物を突き合わせた確認を行っておらず判明が遅れた。

4 再発防止策

- ・ 現金の受け渡しや出し入れにあたって、金額及び残額を2名で確認することを徹底する。
- ・ 現金等を預かった場合は、現物を確認した上で金庫に保管することを徹底する。
- ・ 葬祭費に充当し、支払い処理を終えた遺留金の残額は、速やかに歳入歳出外現金（市の所有に属さない現金）として市の公金口座で保管するよう徹底する。
- ・ 現金等の管理に専用封筒を使用するとともに、出納簿の記載方法を明確化し、入出金履歴や残金額を適切に記載できるように改善する。
- ・ 毎月、金庫内の現金及び通帳について、帳簿と照合するよう改善する。

【問い合わせ先】

博多区保健福祉センター保護第1課 山下
(電話) 092-419-1103、092-402-1590